

市役所本庁舎建て替えへ

～老朽化が予想以上に進行～

お問い合わせ
耐力度調査の結果について 管財課 ☎862-9904
新庁舎の建設について 経営企画室 ☎862-9937



築41年になり老朽化が進む市役所本庁舎



記者会見する翁長市長

耐力度調査等の結果

これは、今年の8月から11月にかけて行った庁舎の強度や劣化の状態を調べた耐力度及び劣化調査で、建て替えを検討する必要があるという結果を踏まえたものです。

昭和40年に落成後、築41年を経て、老朽化が進む市役所の本庁舎の建て替えについて、翁長市長は「現在の場所を基本に、早ければ今後4年から6年の間に、新庁舎を建設する」と11月29日に行われた定例記者会見で発表しました。

沿って実施。判定基準1万点を満点とし、5千点を割ると建て替えが必要となりますが、本庁舎の耐力度は3千点台という結果が出ました。

また、本庁舎は昭和56年の「新耐震構造基準」以前の建物であるため、地震が起きたときに、強い揺れから建物を保護する防震壁が整備されていないなど、大規模な地震が発生すると、建物本体に大きな損傷を受ける恐れがあるというものです。

新庁舎はどんな建物に

翁長市長は、「コンクリートのはく離・落下が見られるなど、市役所を訪れる市民のみならず、安全上、防災上かなり問題もある。新庁舎は災害復興拠点としてしっかりと役割を果たせるようなものになりたい」と述べました。

鉄筋のさびによる腐食が進行し、現に、平成14年8月、本庁舎東面6階のひさしはく離し、立体駐車場に駐車していた車両へ落下したことや、平成17年5月には、6階天井コンクリートの一部が天井パネルを突き破り、事務室内の会議用テーブルの上に落下するなどの事故が起こっています。

約した「総合庁舎方式」を基本としたいと考えています。規模、機能などについては、現在の市の厳しい財政事情もあり、一定の制約が出てくるものと思われま

すが、簡素で、安全かつ十分なスペースのある、防災や災害復興拠点としての役割を果たせる庁舎を整備したいと考えています。

市では、年明け早々にも、関係団体や学識経験者などで構成する「那覇市新庁舎基本構想審議会」を設置して新庁舎の規模や機能などの検討に入ります。

おもろまちの土地は?

おもろまちの土地は平成5年に「新庁舎建設位置の選定に関する答申」を受け、庁舎候補地とされています。しかし、土地代を含め建設費約200億円めどがたたないことなどから、市では、今年7月に同地を売却する方針を表明。民間



外階段のはり部分の錆び

事業者による土地利用事業提案について公募し、去る12月5日に代表法人・大和ハウス工業(株)、構成員オリックス・リアルエステイト(株)、(株)大京の共同事業者を優先交渉権者として決定しました。

土地買受希望価格は70億6226万円でした。

今後は、土地売買契約の締結に向け、関係機関などとの調整を行っていく予定です。

「珍しいペットが欲しい」という安易な考えで、本来の生息地以外から持ち込んだ動物を、購入または捕獲して所有し、結局、飼育することができず捨ててしまいうことも少なくありません。国場川や安里川を眺めても、ペットとして飼育されていたと思われるブレイクストム(ブレイクナマズの一種)、ミシシッピアアカミミガメ(ミドリガメ)などが飼育困難などの理由で捨てられ繁殖している風景をよく見ます。

外来種ってなに?!

知っていた? ティラピアやグッピーも外来種って...

お問い合わせ
環境保全課 ☎951-3229



亀裂が入った屋上の手すり

ご存知のように、このような外来生物は、現存する生態系や生活環境に重大な被害を及ぼすおそれがあります。例えば、動物の場合本来その地域に生息しない外来種には、天敵となる生物がいないうえ、短期間で大量に繁殖し、在来種を捕食したり、また、在来種と競合した結果、在来種の生息場所を奪い取ったりするという行動が見られます。



国場川で甲羅干しをするミドリガメ

「珍しいペットが欲しい」という安易な考えで、本来の生息地以外から持ち込んだ動物を、購入または捕獲して所有し、結局、飼育することができず捨ててしまいうことも少なくありません。国場川や安里川を眺めても、ペットとして飼育されていたと思われるブレイクストム(ブレイクナマズの一種)、ミシシッピアアカミミガメ(ミドリガメ)などが飼育困難などの理由で捨てられ繁殖している風景をよく見ます。

市民のみならず、人為的に種を持ち込むことは生態系のバランスを崩してしまうという認識を持っていただき、ペットを飼っている人は最後まで責任を持って飼育する。また、ペット販売業者の方も、外来生物の購入者に「捨てない、逃がさない」という意識を高揚させる努力が必要です。

外来種とは...

外来種とは、その地で進化してきた在来種と違い、人間活動によって他の地域から意図的・非意図的に持ち込まれた動物植物のことをいいます。

外来生物被害予防三原則

1. 入れない～悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない
2. 捨てない～飼っている外来生物を野外に捨てない
3. 拡げない～野外にすんでいる外来生物を他地域に拡げない

(環境省ホームページ抜粋)

生物多様性を守るため

この事態を重く見た政府は、平成16年5月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(「外来生物法」)を制定しました。

これは、在来種への影響が特に大きい特定外来生物について、輸入や譲渡、飼育、遺棄を原則禁止するもので、違反すると、法人は1億円以下の罰金、個人は3年以下の懲役か300万円以下の罰金が課せられます。

ハブなどの駆除を目的に導入したマングースが、様々な動物を捕食し、既存の生態系に大きな影響を与えたり、鶏卵、鶏雛に対する養鶏被害や農作物への被害を与えるなどの問題も発生しています。

小禄・真和志地域でコミュニティバスの実証実験を行っています。みなさんご利用ください。☎951-3246 都市計画課

— はり・温灸・マッサージ・オイルマッサージ・足ツボ・フットバスなど —

赤ヘル治療院

診療時間/10:00～19:00 定休日/月・火曜日



院長：大久保 篤志

〒900-0016 那覇市前島2-1-9 コーポ潮渡2階B TEL098-866-3908(予約優先)